

株式会社カウリス

定款

2015 年 11 月 12 日 作成
2016 年 5 月 31 日 変更
2017 年 1 月 1 日 変更
2017 年 3 月 24 日 変更
2017 年 12 月 20 日 変更
2018 年 8 月 1 日 変更
2019 年 3 月 27 日 変更
2019 年 11 月 21 日 変更
2020 年 3 月 27 日 変更
2021 年 3 月 25 日 変更
2022 年 7 月 29 日 変更
2022 年 10 月 5 日 変更
2023 年 11 月 24 日 変更
2025 年 3 月 31 日 変更

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社カウリスと称し、英文では **Caulis Inc.**と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) サイバーセキュリティに関する各種サービスの提供
- (2) サイバーセキュリティに関する各種コンサルティングサービスの提供
- (3) サイバーセキュリティに関する各種調査、研究および情報提供
- (4) AI 技術およびブロックチェーン技術等の ICT 最新技術に関する各種調査、研究および情報提供
- (5) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2,282万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

- 1 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

第13条（招集）

- 1 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条（招集権者および議長）

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 18 条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、10 年間本店に備え置く

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、7 名以内とする。

第 20 条（選任方法）

- 1 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

- 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第 25 条（取締役会の決議）

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に基づく任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 31 条（選任方法）

- 1 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

第 35 条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

第 37 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 38 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条（監査役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に基づく任務を怠ったこと

による監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 40 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 41 条（任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 42 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 43 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

第 44 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 45 条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 46 条（剰余金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上